

■委託料に含まれない費用の支出区分

	支出内容	実施区分	
		甲	乙
1	研修内で消費する事務用品費用	○	
2	研修テキスト印刷費用		○
3	会場使用料(発生した場合のみ)	○	
4	甲乙の協議に要する費用(乙の旅費及び資料作成費用)		○
5	その他委託金に含まれないことに甲乙双方の疑義が生じないものの費用	○	○

■委託料の支払限度額

1	令和元年度(契約締結日 ~ 令和2年3月31日)	0円
2	令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)	6,535,000円
3	令和3年度(令和3年4月1日~令和4年3月31日)	6,535,000円
4	令和4年度(令和4年4月1日~令和5年3月31日)	6,535,000円

※表中の支払上限額は、契約締結日以降の消費税額及び地方消費税額を含むものとする。